

## ○岡山理科大学自己点検・評価規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学自己点検・評価規程(以下「本規程」という。)は、岡山理科大学学則第1条の2及び岡山理科大学内部質保証の方針に基づき、岡山理科大学(以下「本大学」という。)の教育・研究活動及び大学管理運営について自ら点検及び評価を行い、改善していくため、必要となる事項を定めるものとする。

(自己点検・評価、改善の項目)

第2条 本大学における自己点検・評価、改善は、全学、及び各学部・研究科(以下「学部等」という。)で次の項目について実施するものとする。

- (1) 目標・方針に関すること
- (2) 内部質保証に関すること
- (3) 教育体制に関すること
- (4) 教育課程・学習成果に関すること
- (5) 学生の受け入れに関すること
- (6) 学生支援に関すること
- (7) 研究及び研究体制に関すること
- (8) 国際化の推進に関すること
- (9) 社会連携及び地域貢献に関すること
- (10) 教育研究環境の整備に関すること
- (11) 大学運営及び財務に関すること

2 前項に関わらず、学部等においては独自の自己点検・評価、改善の項目を設定することができる。

(内部質保証の体制)

第3条 本大学は、前条に掲げた項目における自己点検・評価、改善の適切性を検証し、自らの責任で説明・証明する恒常的、継続的プロセスである内部質保証の体制を構築し、運用する。

2 前項の目的のため、学長を統括責任者として次の組織を置く。

- (1) 全学の方針並びに計画策定、計画の推進、自己点検・評価の実施及び改善計画の策定のため全学評価・計画委員会を置く。
- (2) 全学の評価・計画の実行組織として、全学評価・計画委員会に部会を置く。

(3) 学部等の方針並びに計画策定、計画の推進、自己点検・評価の実施及び改善計画の策定のため、学部評価・計画委員会、及び研究科評価・計画委員会を置く。ただし、研究科が単一の学部を基礎とする場合において当該研究科の評価・計画は、基礎とする学部の評価・計画委員会で扱うものとする。

3 前項第1号に関する事項は別に定める。

4 全学並びに学部等における計画、計画の進捗状況及び自己点検・評価結果を共有し、継続的な質向上に向けた協議を目的として、評価・計画委員会合同会議を開催する。

(内部質保証の検証)

第4条 本大学の内部質保証の有効性、妥当性について外部有識者の意見を聴取し、検証することを目的とした大学評価委員会を置く。

2 大学評価委員会に関する事項は別に定める。

(自己点検・評価結果の公表)

第5条 本大学で行う自己点検・評価の結果は、岡山理科大学自己点検・評価報告書として学内外に公表するものとする。

2 前項の公表に係る方法は、本大学ホームページ、刊行物及び電子媒体等により行うものとする。

(自己点検・評価結果の活用)

第6条 学長は、自己点検・評価を実施した結果、改善が必要であると判断した事項に関して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(事務)

第7条 全学の自己点検・評価、改善の推進に関することに係る事務は企画課において行う。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、大学協議会の審議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日決裁）

この規程は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年1月26日 第10回大学協議会）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。